

国民健康保険加入中で出産予定の方へ

産前産後期間の国民健康保険料が 免除されます！



□ 対象となる方・受付期間

- 出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
※出産とは、妊娠85日以上（4か月）以上の出産をいいます。
（死産、流産、早産された方を含みます。）
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

□ 国民健康保険料の免除方法

- 所得に応じて賦課される所得割額と、1人につき賦課される均等割額から、
出産予定日（出産日）が属する月の前月から4か月相当分が免除されます。
多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の場合は、出産予定日（出産日）の属する月の
3か月前から6か月相当分の国民健康保険料が免除されます。

	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月 出産月	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方			免除	免除	免除	免除	
多胎の方	免除	免除	免除	免除	免除	免除	

- 産前産後期間の保険料を既に納付している場合は還付されます。

□ 届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る保険料軽減届出書
- ② 出産する方の名前と出産予定日が確認できる書類
（親子健康手帳など）

<問い合わせ先>

綾部市 市民・国保課

電話 0773-42-4246（直通） メールアドレス：siminkokuho@city.ayabe.lg.jp

ホームページにも情報や様式を掲載しております。

